

# 「木造住宅の耐震化」補助制度のご案内



対象は「昭和56年5月31日以前」(旧耐震基準)に  
着工された木造2階建て以下の一戸建て住宅です。

まずは、申請後に耐震診断を受ける必要があります

## 耐震診断

お住まいの住宅(昭和56年以前着工)の耐震性について、  
建築士(耐震診断資格者)の診断を受ける場合、その費用の  
一部を補助します。

➡補助金額は、診断費用の3分の2(限度額6万4千円)

結果  
耐震診断の

評点 0.7未満	評点 0.7以上1.0未満	評点 1.0以上
耐震性なし ・倒壊する 可能性が高い	耐震性なし ・倒壊する 可能性がある	耐震性あり ・一応倒壊しない

耐震診断の結果、耐震性が不足する場合

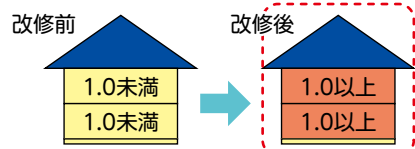
以下選択できます

## 耐震改修

### ① 全体耐震改修

住宅全体の評点(地震に対する強さを示すもの)を1.0以上とする改修

➡補助金額は、改修費用の5分の4(限度額100万円)

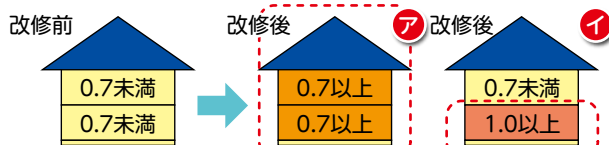


### ② 部分耐震改修

ア)住宅全体の評点を0.7以上1.0未満まで向上する改修

イ)2階建て住宅の1階部分の評点を1.0以上とする改修

➡補助金額は、改修費用の5分の4(限度額50万円)



どちらか選択

### ③ 耐震シェルター等設置

1階の居室の内部に頑丈な箱(耐震シェルターや防災ベッド)を設置し、安全な空間を確保する工事

➡補助金額は、設置費用の5分の4(限度額25万円)

耐震シェルター



耐震ベッド

## 耐震建替え

耐震性が不足している住宅を除却して、同一敷地内に住宅を建替える場合、その費用の一部を補助します。  
建替後の住宅は、省エネ基準の適合が必要。

➡補助金額は、改修費用相当分の5分の4(限度額100万円) ※県産出材使用時は110万円

●申請手続きについては、原則以下のとおりとします。

補助の種類	申込み期限	事業完了期限
耐震診断	申請年度の12月末	申請年度の1月末
耐震改修・耐震建替え	申請年度の10月末	



▲ホームページへ

詳細の内容については… 宇都宮市 都市整備部 建築指導課(市役所11階)  
宇都宮市旭1丁目1番5号 ☎028-632-2573

詳細は裏面へ

# 補助制度の概要

## 1 耐震診断、補強計画策定、耐震改修工事監理者について

補助制度を利用する場合は、耐震診断及び耐震補強工事に必要な補強設計及び耐震改修工事監理者について、国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習又はこれと同等のもの（一般財団法人日本建築防災協会などが実施した木造住宅の耐震診断及び補強方法等講習会）を受講修了した建築士が行う必要があります。

## 2 補助要件（主なもの）

以下の要件のうち対象となる部分をすべて満たすものであること。

### (1) 申請者の要件

- ・耐震補強工事又は建替えの場合は、過去に宇都宮市耐震改修補助金を受けていないこと。
- ・補助対象住宅の所有者（個人）であること。（耐震改修補助金の場合は、耐震改修工事又は新築工事の契約者となる補助対象住宅所有者の二親等以内の親族も可）
- ・市税、栃木県税及び国税を滞納していないこと。

### (2) 補助対象住宅の要件

- ・昭和56年5月以前の基準により在来軸組構法で建築された木造二階建て以下の一戸建て住宅（延べ面積の1/2以上を住宅の用途に供しているものを含む。）で、賃貸を目的としないもの。
- ・耐震診断の結果、「倒壊の恐れあり（上部構造評点1.0未満）」とされたものであること。但し、部分耐震改修の場合、「上部構造評点0.7未満」とされたものであること。
- ・所有者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住していること。（耐震改修後居住予定は要相談）

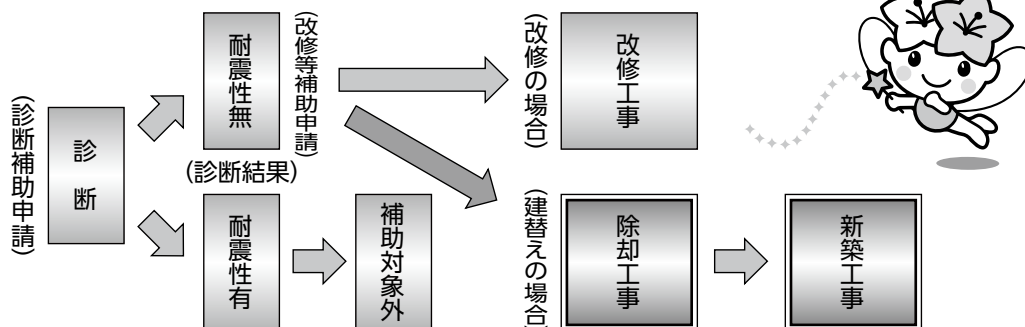
### (3) 建替え後の住宅の要件

- ・一戸建て住宅で、適正に建築されたものであること。（建築基準法の検査済証が交付されること）
- ・補助対象住宅を所有する個人又は当該所有者の二親等以内の親族が所有するものであること。
- ・原則として建替え前の住宅と同一敷地内に建築されていること。（換地による敷地の移動は可）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律で定める建築物エネルギー消費性能基準に相当するもの。

### (4) その他の要件

- ・補助申請前に 契約 や 事業（解体・新築・耐震補強工事）に着手していないこと。
- ・建替えの場合は、耐震診断の結果が判明する前に確認申請をしていないこと。
- ・補助対象住宅が区画整理事業等区域内にある建替えの場合は、曳家補償であること。
- ・県産出材の上乗せ補助については、完了時に出荷証明書と施工業者による使用証明が必要になります。

### 【参考】耐震化支援事業の基本的フロー



その他の補助要件もありますので、詳細につきましては事前にご確認ください。

お問い合わせ先 建築指導課 TEL：028-632-2573